

令和 7 年

全 員 協 議 会 記 録

令和 7 年 2 月 5 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和7年2月5日（水曜日）
 午前 9時30分 開会 午後 2時11分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 16名

議 長 安 保 友 博 議員 1 番 松 永 靖 恵 議員 5 番 齋 藤 幸 子 議員 7 番 渡 邊 竜 幸 議員 10 番 萩 原 圭 一 議員 12 番 待 鳥 美 光 議員 14 番 鎌 田 泰 春 議員 16 番 富 澤 啓 二 議員	副議長 小 嶋 智 子 議員 4 番 吉 田 活 世 議員 6 番 伊 藤 妙 子 議員 8 番 片 山 義 久 議員 11 番 赤 松 祐 造 議員 13 番 菅 原 満 議員 15 番 岩 澤 侑 生 議員 17 番 内 山 恵 子 議員
---	--

◇欠席議員 1名

18 番 吉 田 武 司 議員

◇出席説明員

市 長 柴 崎 光 子 企 画 部 長 大 野 久 芳 市民環境部長 加 山 卓 司 子 ど も 渡 辺 正 成 あんしん部長 企画部審議監兼次長兼秘書広報課長 総務部次長兼 渡 部 剛 総 務 課 長 市民環境部次長兼産業支援課長兼農業委員会事務局長 健康部次長兼長寿あんしん課長 教育委員会事務局次長兼学校教育課長 企画人権課長 中 川 大 資産戦略課長 森 田 幸 隆	教 育 長 石 川 毅 総 務 部 長 松 戸 克 彦 健 康 部 長 齋 藤 幸 子 教 育 部 長 横 山 英 子 茂 呂 あかね 櫻 井 崇 大 塚 欣 也 梅 津 俊 之 辻 英 一 財 政 課 長 高 野 晴 之 保育施設課長 上 原 健 二
--	--

スポーツ青少年 課長	森 谷 聡 子	総務課主幹	大 塚 洋 文
長寿あんしん課主幹兼課長補佐			川 口 暢
企画人権 課長補佐	斉 藤 寛 子	財政課長補佐	矢 内 康 博
資産戦略 課長補佐	中 島 康 洋	産業支援 課長補佐	大 里 裕美子
長寿あんしん 課長補佐	石 井 ゆり奈	保育施設 課長補佐	山 本 享 兵
学校教育課 課長補佐	圖子田 俊 寛	スポーツ青少年 課長補佐	奥 山 泰 行
学校教育課 副主幹	尾 田 賢 一	学校教育課 副主幹	大 沢 明 子

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議事課長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 巖
主 任	本 間 修		

◇本日の会議に付した案件

令和7年度当初予算（案）の概要について

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る「和光市農業者肥料購入支援金」の創設について

和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について

介護保険特別会計における支払月の期ずれについて

令和6年和光市議会9月定例会において否決となった議案について

午前 9時30分 開会

○安保友博議長 おはようございます。

ただいまから全員協議会を開催します。

ここで欠席届の報告をします。吉田武司議員から欠席届が出ています旨、御報告いたします。

初めに、市長より御挨拶をお願いいたします。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

議員の皆様におかれましては、市政運営に関して日頃から御理解、御協力を賜りまして、御礼を申し上げます。また、御多用の中、全員協議会を開催いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は5つの案件を予定しています。1つ目は、企画部より、令和7年度当初予算（案）の概要について、2つ目は、市民環境部より、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る「和光市農業者肥料購入支援金」の創設について、3つ目は、企画部より、和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について、4つ目は、健康部より、介護保険特別会計における支払月の期ずれについて、5つ目が、教育委員会より、令和6年和光市議会9月定例会において否決となった議案についてを順次説明させていただきます。

まず、令和7年度当初予算（案）の概要についてです。

令和7年度当初予算（案）につきましては、北エリアにおけるまちづくりを推進するため、駅北口地区市街地再開発事業をはじめとした予算を計上しているほか、福祉や教育の分野では、保育士の処遇改善や小・中学校屋内運動場への空調機設置事業に関する予算を計上するなどしております。

次に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る「和光市農業者肥料購入支援金」の創設についてです。

本事業につきましては、物価高騰に係る市内の農業者の農業経営に係る負担軽減を図るため、農業経営を行う上で使用する肥料を購入する農業者に支援金を交付する事業を実施するものです。本事業の実施に当たり、財源として令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当額に余剰があることが見込まれ、その余剰となった交付金を活用する予定であることから、年度内に事業の実施完了が必要であり、3月定例会において先議にて補正予算の審議をお願いしたく、本日説明をさせていただくものです。

次に、和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結についてです。

事業契約書で定める物価変動に採用する指標及び総合児童センターの維持管理運営に関する費用を変更するものとなります。

次に、介護保険特別会計における支払月の期ずれについてです。

介護保険特別会計において、平成16年度以降、当該年度予算で支出すべき4月支払い分の保

険給付費を翌年度予算で支出していたことが明らかとなりました。令和7年3月定例会の補正予算で1回分の保険給付費相当額を増額し、4月支払い分の保険給付費を令和6年度予算から支出することで適正な状態に正すものです。

最後に、令和6年和光市議会9月定例会において否決となった議案についてです。

改めて議会の議決を経ずに行われた契約につきまして、市民の皆様の信頼を著しく損なうことになりましたことを心から深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

この契約について、これまで市議会からいただいた御意見や、市の顧問弁護士及び埼玉県の法的な見解を基に市で検討を重ねた結果を説明させていただきます。

申し訳ございませんが、この後、公務があり、一度退席させていただきますが、事案についての対応策のうち、担当から説明できないところにつきましては、改めて出席して説明させていただきますので、御了承いただければと存じます。

それでは、詳細につき担当から御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○安保友博議長 ここで市長は公務のため退席します。

休憩します。（午前 9時39分 休憩）

再開します。（午前 9時40分 再開）

本日の案件は、令和7年度当初予算（案）の概要について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る「和光市農業者肥料購入支援金」の創設について、和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について、介護保険特別会計における支払月の期ずれについて、令和6年和光市議会9月定例会において否決となった議案についての5件です。

初めに、令和7年度当初予算（案）の概要について説明願います。

大野企画部長。

○大野企画部長 企画部長の大野でございます。

私からは、当初予算案のうち、各会計の状況について御説明をさせていただきます。

お配りをいたしました資料1の令和7年度一般会計・特別会計予算案一覧表を御覧いただけますでしょうか。

初めに、一般会計につきましては、人件費や扶助費などの経常的経費の増加や土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備などにより、前年度と比べまして3.9%、12億1,100万円の増額となり、予算総額は324億5,900万円となっております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、前年度と比べまして1.4%、8,623万8,000円増加し、予算総額は64億5,784万9,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度と比べまして4.0%、4,430万6,000円の減少となり、予算総額は10億7,596万6,000円となっております。

次に、介護保険特別会計につきましては、前年度と比べまして3.9%、1億8,790万円増加し、予算総額は49億7,725万1,000円となっております。

次に、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計につきましては、前年度と

比べまして27.4%、3億2,062万8,000円増加し、予算総額は14億9,002万円となっております。

続きまして、一般会計当初予算案の概要につきましては、財政課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○安保友博議長 高野財政課長。

○高野財政課長 それでは、私からは一般会計当初予算（案）の概要といたしまして、予算の全体像について御説明をさせていただきます。

引き続き資料1の2ページを御覧いただければと思います。

初めに、歳入の主な内容について御説明いたします。

款1市税につきましては、172億5,790万4,000円を見込んでおり、前年度から11億3,384万9,000円の増加となっております。

内訳につきましては、個人市民税では、定額減税の終了と所得額の増加等を踏まえ、前年度から9億814万8,000円の増加を見込んでいるほか、法人市民税につきましては、企業業績が回復基調にあるものの、欠損金の繰越制度があることも考慮し、前年度から2,006万7,000円の増加を見込んでおります。固定資産税につきましては、土地では令和6年度の評価替えに伴う負担調整措置による増額を見込んでいるほか、家屋については新增築による影響などを踏まえ、前年度から1億7,485万4,000円の増加を見込んでおります。軽自動車税につきましては、種別割の増加などにより、前年度から179万8,000円の増加を見込んでおります。市たばこ税につきましては、たばこの売渡し本数が減少していることから、前年度から200万円の減少を見込んでおります。都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により、前年度から3,098万2,000円の増加を見込んでおります。

次に、款2地方譲与税から款13交通安全対策特別交付金までの依存財源につきましては、令和7年度地方財政対策や埼玉県からの通知を参考にするほか、交付実績等を踏まえまして積算をしております。

なお、款12地方交付税につきましては、令和6年度と同様に、普通交付税は不交付となる見込みでございます。

続いて、3ページを御覧ください。

款16国庫支出金につきましては、児童手当交付金や自治体システム標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金の増加などにより、前年度から8億6,692万4,000円の増加となっております。

款17県支出金につきましては、子どものための教育・保育給付県費交付金や国勢調査事務交付金の増加などにより、前年度から1億8,964万円の増加となっております。

款20繰入金につきましては、財政調整金からの繰入金の減少により、前年度から3億6,157万8,000円の減少となっております。

ここで基金現在高の状況について御説明をさせていただければと思いますので、資料の3、一般会計基金現在高一覧を御覧ください。

こちらの表につきましては、12月補正後の基金現在高に当初予算における取崩し額と積立額

を反映したものとなっております。財政調整基金につきましては、当初予算編成における財源調整のため、12億7,458万2,000円の取崩しを予定しており、取崩し後の基金現在高は10億5,215万5,000円となっております。

なお、3月補正では基金運用利子の積立てと財源不足を補うための取崩しを予定しておりますが、金額につきましては現在調整中となっております。

恐れ入りますが、資料1に戻っていただきまして、3ページを御覧ください。

続いて、款23市債につきましては、前年度から4億4,460万円の減少となっております。

主な対象事業を申し上げますと、和光北インター東部地区土地区画整理組合活動支援事業債が3億5,400万円、小学校屋内運動場空調機設置事業債8,460万円、午王山遺跡用地取得事業債2,670万円などを予定しております。

ここで地方債の借入れ状況について御説明をさせていただければと思いますので、資料の2の地方債現在高の推移を御覧いただければと思います。

こちらの表につきましても、令和6年度の見込み額については12月補正後の地方債現在高を記載しておりまして、令和7年度見込み額には、当初予算における市債発行額と償還額を反映したものとなっております。地方債の推移につきましては、一般会計では年々減少傾向にございますが、駅北口土地区画整理事業特別会計におきましては、事業の進捗に応じて補償費等に係る地方債の発行が増加しているため、現在高は増加傾向にございます。

なお、地方債につきましては、令和6年度中の対象事業費や国・県支出金の確定状況を踏まえまして、3月補正において限度額の増額、また減額を予定しているところでございます。

以上が歳入の主な内容となっております。

続きまして、歳出について、前年度から増減が大きいものについて御説明をさせていただければと思います。

資料1に戻りまして、4ページを御覧ください。

まず、款2総務費につきましては、住民情報システム、自治体システム標準化等対応業務委託料のほか、市民文化センター直流電源装置更新工事、国勢調査に係る費用の増加などにより、前年度から5億4,737万1,000円の増加となっております。

款3民生費につきましては、教育・保育給付費等支給事業における民間保育園運営委託料のほか、在宅障害者支援事業における介護給付費訓練等給付費等、また児童手当といった扶助費などの増加により、前年度から11億339万円の増加となっております。

続いて、款4衛生費につきましては、新型コロナウイルスや带状疱疹ワクチンなどの予防接種委託料の増加などにより、前年度から4,024万5,000円の増加となっております。

款8土木費につきましては、令和6年度に市街地再開発事業に係る事業計画作成のための補助金や大坂特別緑地保全地区安全対策工事が計上されていたことなどにより、前年度から1億5,479万9,000円の減少となっております。

5ページを御覧ください。

款9消防費につきましては、令和6年度に防災行政無線固定系施設親局設備更新工事が計上されていたことなどにより、2,643万4,000円の減少となっております。

次に、款10教育費につきましては、小学校費では屋内運動場への空調機設置工事費が増加しているほか、中学校費と社会教育費では、それぞれ令和6年度に大和中学校屋内運動場空調機設置工事や中央公民館雨漏改修工事を計上していたことなどによる減少、また保健体育費では、給食業務委託料の増加などにより、教育費全体で前年度から2億5,293万3,000円の減少となっております。

款11公債費につきましては、過年度に借り入れている地方債の償還が完了することにより、4,734万6,000円の減少となっております。

資料の説明は以上となりますが、昨年度御意見をいただいております新規拡充事業の概要説明資料、こちらにつきましては現在作成をしているところでございます。できる限り早い段階で予算審議の参考となりますよう、議員の皆様にご提供させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度当初予算の概要説明につきましては以上となります。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

菅原議員。

○菅原満議員 御説明ありがとうございます。

まだ予算編成中なので、詳しいことは分からないと思いますが、定額減税が令和6年度で終わって、令和7年度からまた新しい定額減税になるわけですが、記憶に間違いがなければ。ふるさと納税の影響についてはどういうふうに見ているか、その1点だけお願いいたします。

○安保友博議長 高野財政課長。

○高野財政課長 定額減税の影響につきましては、予算措置上は、令和6年度には地方特例交付金としての充当を計上しておりまして、令和7年度につきましては、具体的なその辺の国からの情報等がございませんので、特段定額減税の減収分というのを見込んでいる状況はございません。また、ふるさと納税につきましては、継続的にやはりその影響というものは考えられますけれども、基本同等程度を見込んでいるところでございます。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 1ページの和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業、これプラスで上がっているんですけれども、これは高度化事業のほうは別途になるんですか、その分も入っているんですか。

○安保友博議長 高野財政課長。

○高野財政課長 今回、駅北口土地区画整理事業特別会計のほうが増額している理由でございますけれども、こちらは一般会計で行う再開発事業に関連しまして、駅周辺の移転補償等が増

えておりますので、その関係で繰出金も含めて増加しているという状況でございます。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 高度化は駅北口土地区画整理事業とは分けてやっていると思うんだけど、予算はこれの中に入っているんですか。

○安保友博議長 高野財政課長。

○高野財政課長 再開発事業につきましては、この特別会計とは別になっております。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 御説明ありがとうございました。

中期財政計画の自主財源である市税等で今回の見込額は多少乖離がありますが、分析はされていらっしゃるのでしょうか。

○安保友博議長 高野財政課長。

○高野財政課長 中期財政計画につきましては、令和6年度当初予算の際に予算資料として配付させていただいているものでございますが、今回令和7年度予算編成に当たりまして、税収の見込みでありましたり、地方譲与税等、国のほうから配られる交付金の関係等も試算をし直しまして、今回改めて令和7年度予算の資料としてお配りする中期財政計画においては、プラスのほうの修正をさせていただいているところでございます。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 GDP名目が600兆円を超えてきていますので、実質はそこまではいきませんけれども、やはり名目の伸びと予算というのはある程度関連性があると思いますが、その分析はある程度把握されているのでしょうか。

○安保友博議長 高野財政課長。

○高野財政課長 個人所得も含めまして、法人のほうの所得につきましても、税の部門のほうで試算をしておりますが、国の動向を踏まえて計上しているところでございます。

○安保友博議長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになれば、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前 9時56分 休憩）

再開します。（午前 9時57分 再開）

次に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る「和光市農業者肥料購入支援金」の創設について説明を願います。

加山市民環境部長。

○加山市民環境部長 皆さん、おはようございます。市民環境部長の加山です。

説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私からは、和光市農業者肥料購入支援事業について説明をさせていただきます。

昨今の物価高騰に係る市内の農業者の負担軽減を図るため、令和6年度物価高騰対応重点支

援地方創生臨時交付金を活用して肥料購入費用の補助を行うものとなります。なお、この事業につきましては、必要な予算につきまして、3月定例会に補正予算として上程させていただくとともに、申請期間をできるだけ長く設けるため、先議にて御審議いただく考えであります。よろしくお願いいたします。

詳しくは市民環境部次長兼産業支援課長の大塚より説明をさせていただきます。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 それでは、和光市農業者肥料購入支援金交付事業について説明をさせていただきます。

初めに、事業の目的ですが、物価高騰の影響が市民の生活のみならず、様々な事業の経営に対して影響を及ぼしております。農業においても農業生産資材がコロナ前である令和2年度以降高騰している状況にあり、その影響を受けている農業者を支援するため、農業経営に必要な肥料の購入に係る経費の一部を支援し、負担軽減を図るとともに、農業の持続的経営を支援することを目的として実施するものでございます。

本交付事業を実施するに当たりまして、財源の一部として物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用する予定ですが、この交付金は令和6年度内に執行する必要があることから、事業期間は予算成立から年度終了までの内ということになります。そのため、通常の補正予算の審議スケジュールでは十分な事業期間を確保できないことから、補正予算の審議を先議にて行っていただきたいと考えております。その点が本日全員協議会で御説明させていただく最も重要なポイントとなります。

事業内容につきましては、お手元の配付資料を御覧いただければと思います。

まず、事業の概要について御説明をさせていただきます。

対象者は、当市の農家台帳に登録されている農業者世帯となります。こちらは市内に住民登録があり、500㎡以上の農地を所有、耕作をしている方で、令和6年8月の調査により、現在202世帯が農家台帳に登録されております。

支援金の額は、1農家世帯につき5万円で、令和6年度中に5万円以上の肥料を購入していることが要件となります。

事業の周知につきましては、対象となる農家に個別に送付するほか、期間中に発行します3月号の農家だよりへの掲載をして、併せて周知をしつつ、申請の状況を見ながら必要な対応を検討していきたいと考えております。

事業期間は、予算成立後から3月末までの間となり、その間に申請書が必着となるように窓口及び郵送で提出をいただくことを考えております。

上程する補正予算は759万2,000円を計上しており、750万円が支援金の原資となるもので、9万2,000円が事務経費となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

萩原議員。

○萩原圭一議員 いろいろ支援する選択肢がある中で、今回農業者の肥料の購入に対して支援金を出すというのはなぜなのでしょう。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今回、物価高騰の交付金につきましては、企画人権課が対応していますので、私のほうでお答えさせていただきます。

先ほど来御説明があったかと思うんですけども、まずこの交付金の大前提といたしまして、令和5年度に国の内示が出て、国の繰越しの手続を経て、市の令和6年度事業として充当しております。そういうことから、まず令和6年度中の事業完了が必須となっている事業となっております。その中で、本来であれば、例えば全庁周知をかけて対象を募集するんですけども、時間が限られている中で、国のほうで推奨事業メニュー等が示されておりまして、それが8つほどあるんですけども、その中でほとんど和光市としては実施している中で、そのうちの一つ、農林水産業の分野が和光市としてはまだ事業として過去、令和2年から行っている実績がなかったので、こちらのほうでそういう選定をして、産業支援課と相談した次第です。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 実際に市内の農業者の方から肥料が高騰していて困っているというような声はいただいているのでしょうか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 こちら具体的に肥料の高騰で苦しいというような話を受けているわけではないんですけども、例えば農協であったりとか、あとはいろいろな会合の中でも、やはり肥料及びそういったものに類する農業の経営に関わる経費が高騰しているというお話は聞いております。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 今回、1農業者につき5万円ということで、その5万円というのが十分なのか。なぜ5万円にしたのか伺います。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 今回この事業を検討するに当たりまして、近隣市の状況等を確認させていただきました。その中で新座市が既に令和4年度から実施をされておりまして、その事業スキームが、市が今回案として出させていただいている5万円以上肥料を購入した人に5万円の支援をするというのがあって、地域的に類似するようなエリアではございますので、そういったところを参考にこの5万円という金額を設定いたしました。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 大変妥当な施策だと思います。令和4年度でしたら、全国で917市町団体が活用していますので、和光市はちょっと遅かったのかなという印象がありました。生産緑地を

守る、都市農業を守るということで前へ進めていただきたいと思います。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 農業者への支援ということで、例えば和光市ですと、和光ブランドになっているイチゴですとかバラですとか、ハウスを使っている農家が多くて、今燃料費の高騰によってかなり大変な思いをされている方がいると思うんですけれども、そこら辺に対する対策というのはあつたりするのでしょうか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 今回確かに燃料費、ガソリンもそうですけれども、そういったところが高騰しているという状況は認識をしております。一方で、今回そういった燃料費を対象にせずに肥料にしているのは、1つは肥料のほうが高騰の幅が大きかったというところにあります。あと、今回短期間で申請を受けて処理をするというスキームの都合上、できるだけ農業者の方にもシンプルで分かりやすい手続にしたいと考えておりました。ガソリンや灯油等を対象にした場合に、レシートで農業に使ったかどうかなかなか分からないところもありましたので、今回はまずこういった分かりやすい肥料を対象にした支援ということで検討させていただきました。

今後やはりおっしゃるとおり、燃料費の高騰というのは続く可能性もありますので、そういったところは見ながら事業が必要かどうかというところは検討していきたいと考えております。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 今回一律に5万円というふうにされているんですけれども、基本的に例えば持っている土地の面積もその農家自体でそれぞれ異なっているかと思うんですね。それこそすごい大規模な農業をやられている方もいれば、すごく小さめにやられている方もいらっしゃる。それを一律に5万円としてする根拠というか、そこを教えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 こちらについては、御指摘のとおり、農業の規模というのは農家に対して大小あるかと思います。その点でほかの市町村ですと、いわゆるこういう農業世帯の20%に補助をかけるとか、いろいろなやり方がありました。その中で今回5万円で一律交付というのを選んだのは、1つはやはり事務のスキームが分かりやすいということが挙げられます。あと、類似の団体としては新座市がこういった事業の仕方を採用したというところもありましたので、そういった点で市のやり方としてこの5万円を一律給付するというのを選択したところでございます。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 5万円に満たない肥料を購入されている方に関してはゼロ円ということの理解でよろしいのか。また、非常に大きな金額の肥料を購入されている方もいらっしゃる一方で、例えば高騰分よりもこの5万円のほうが大きい方もいらっしゃるかと思うんですね。そういっ

た方に対して、面積で例えば段階を分けるとか、そういったことは検討されなかったのかお伺いします。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 まず、最初の御質問ですが、肥料の購入が5万円に満たない方は支援の対象ではないというところは御指摘のとおりでございます。これは農業という、いわゆる事業を営むという観点で線引きをしているところから、一定以上の肥料を使っているというのを条件にしたいというふうに考えたため、こうしたところでございます。面積に応じて、より大きな耕作をしているところに対して、そういった方に配慮した支援金の設定を検討したかというところに関しましては、一応ほかの市町村のいわゆる事業スキームとかを参考に検討はしていたんですけれども、やはりその手続の分かりやすさというようなシンプルさを優先して、こういった支援のルールにしたというところがございます。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 今回、その物価高騰対策の事業として、全体としてどれぐらいの金額が交付されていて、そのうちどれぐらいの金額がこの農業者の肥料購入支援事業に充てられているのか、全体像として教えてください。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 交付金なので、私のほうからお答えさせていただきます。

令和6年度の交付決定の額が8,872万8,000円でございます。そのうちこちらに充当するのが417万8,000円でございます。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 その理解で言うと、その残りの金額というのは、既に8つのメニューがほかにも推奨メニューとしてあったと先ほど答弁があったんですけれども、そちらに充てられているという認識でよろしいでしょうか。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 今年度充当している事業につきましては、まず子ども・若者応援クーポン、わこPAYですね。あと、学校給食費の負担軽減業務、給食の食材の高騰分の補助金になります。あとは12月で補正をいただいた公共交通事業者支援、この3つが今当たっておりますので、今回の農業肥料購入支援金を含めると全体で4つになります。全て国の8つの推奨事業メニューに当てはまった事業となっております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この案内文を読むと、有機質肥料・堆肥購入と書いてあるんですけれども、農家の方が肥料として買うのは化成肥料ではなくて、主に有機肥料を推奨しているような要素も加わっているんですか。買うのはどんな肥料でもいいのか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 こちらに書いてある事業名というのは、この支援金とは違う都市農業支

援事業補助金という補助金のほうの事業になりまして、そちらとの重複を避けるために特別なルールを設けているというような表記になっております。御質問の件につきましては、今回肥料については有機質の肥料かどうかというのは関係なく、一般的に全て広く肥料と呼ばれるものは対象とするということで考えております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 和光市が有機栽培を推奨しているのであれば、堆肥とかそういうのであれば、上げ率がちょっと低いからね。化成肥料は確かに中国から輸入しているもので、本当に倍ぐらいの値段にはなってますよ、値段はね。ざっと計算すると、鶏ふんだと5万円だと330袋ぐらい買えるんですよね。化成肥料だと30袋ぐらいしか買えないから、有効的な活用をして、できるだけ有機肥料を買ったほうが将来的に農家の土地がよくなるので、ただお金をあげるだけじゃなくて、そういう農業指導もされたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 有機質の肥料を用いた農法の推奨というのは市としても考えておりまして、これは逆に今既存である都市農業支援事業補助金を活用することで進めていきたいと考えております。そこで活用したもの以外に、一般的に今回は物価高騰対策の支援ということで、一律農業経営に実際に肥料を購入することで大きな負担を受けている農家に対しての支援という位置づけになりますので、今回の支援金は肥料の種類に限らず支援するというようなので、今回の支援金と補助金、どちらも両方とも申請することができるようなスキームで事業は検討しております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 確かに化成肥料は倍以上ぐらいに上がっていますからね。だから、農家の人は肥料は本当に大変だと思います。もう非常にタイムリーでね。ただ、3月いっぱいだから、もう今買ってすぐ畑にまくという、夏の作業の準備にタイムリーに使ったら効果があると思うんですよね。特にそういうことを付け加えたいと思います。

○安保友博議長 吉田議員。

○吉田活世議員 農家だよりというのは、この対象になっている202世帯の方に全戸配布されているものなんですか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 こちらの農家だよりは、全ての集落に属する農家に配布をしておるのですが、集落に所属してない農家には配布をしていない状況になります。なので、今回周知に当たっては、全ての対象農家には個別で郵送でこの制度について案内をするという方法を考えております。

○安保友博議長 吉田議員。

○吉田活世議員 申請の方法についても御説明があるんですけども、どのぐらい負担があるのかということで、提出しなければいけない書類は全部で何枚になりますか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 今考えている添付書類としましては、1つは肥料を購入したことが分かる資料、これは領収書等の写しを想定しております。それともう一つは、口座番号、振込先の口座が分かる情報を書いてある例えば通帳の券面であったりとか、キャッシュカード、こういったものの写しを想定しているので、種類としては2種類になりまして、領収書につきましては、複数の領収書を合算して5万円以上になるように、領収書の写しを提出した関係で、買い方によって枚数が若干前後するようになるかと考えております。

○安保友博議長 吉田議員。

○吉田活世議員 そうしますと、申請があった段階で、記入用紙なんかも必要になってくるのかなとは思いますが、その受渡しはどのような形になりますか、具体的にお願いします。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 今の御質問は申請用紙の受渡し方法とか、そういったところという認識で御説明させていただきますが、今回皆様に申請について御案内をする際に、封筒の中に申請書と、あと返信用の封筒を同封してお送りしようかと思っております。なので、その申請書に記入をいただいて、必要な添付書類を封筒に入れて返信いただければ、封筒の郵送料も料金受取人払いで市のほうで負担するような形で実施したいと考えております。

○安保友博議長 吉田議員。

○吉田活世議員 直接このこと関係がないので、お答えいただければなんですけれども、この202世帯の農民の方々ですけれども、御年齢のほうは高齢化しているという認識でいいですか。それともどのくらいが年齢層としてピークなのかとか教えていただけますか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 今の御質問ですけれども、具体的に数字でどういう年齢層が何人いらっしゃるのかというところはちょっと取っていないものですから、所感で御説明させていただきますと、やはり農家、多分ほかの町村も同じだと思うんですが、やはり和光市内でも高齢化が進んでいるというような認識を持っています。その中で、今回世帯で1件申請できるような形になっているんですけれども、その世帯の中では後継者になる方もいらっしゃるしとか、いわゆる若い方も農業には参加しているというところになりますので、課題としては、高齢化の課題というのはあると認識していますが、中には若い方も農業には参画されているといったような認識をしているところです。

○安保友博議長 吉田議員。

○吉田活世議員 御年齢のことを聞いたのは、まず記入が可能なかどうかというのがちょっと心配になったので、状況に応じて窓口の設置はまず第一に考えていらっしゃるのかという、申請を補助するような形、それが必要なかどうか私は計りかねるんですけれども、あともう一つのほうはオンライン、ネットを利用したこうした申請の受付というのは考えていらっしゃる

いますかという2点教えてください。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 1つ目の窓口に関しましては、もちろん郵送だけの受付ではなくて、市役所の6階、産業支援課の窓口でもお受けすることを考えております。また、申請に関しては、我々が案内を送るほか、可能であればJ Aあさか野農協と協力をして、なかなか難しそうな方とかに御相談を受けたときには、そういったお手伝いをしていただけるという話もちよっと出ているので、それと農協と連携をしながら、いろいろな状況の方々に対してできる限り申請を適切にできるような対応をしていきたいと考えています。

あともう1点、オンラインに関しては、今回は領収書の写し等の添付資料がある関係で、なかなか環境もないところもあるかと思いますので、今回はあくまで郵送と窓口、この2点での受付を考えております。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 6、その他のところで御説明いただいています、ほかで事業に交付金を使ったけれども、充当額に余剰が生じる見込みとなったということですが、余剰が生じてほかのことに使えるという見込みが立ったのはいつ頃だったんでしょうか。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 こちらにつきましては、先ほど充当事業として、わこP A Yと学校給食のほうをお答えさせていただいたんですけれども、わこP A Yにつきましては11月から利用開始というところで、12月中に利用状況を確認させていただいたところ、登録率がまず全体の約85%、利用率がその時点では全体の約30%と、ちょっと想定より伸びていないなというところがありましたので、12月の段階で、この不用額が発生するなという認識を持った次第です。あと給食につきましても、1、2学期の欠席者への補助金の不用額というのが生じますので、こちらも約50万円というのが12月の時点で分かっております。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 先ほどその5万円という金額を設定したことについて、新座市で行われていると伺ったんですけれども、この和光市の202世帯の方たちの状況に合致しているのかどうか、が重要になってくると思うんですね。この5万円で和光市でも十分に有効的な活用となるというのはどこかで調査されたり、把握されたり、ヒアリングされたりということはされているのでしょうか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 この5万円の設定に当たりましては、ピンポイントで農家に実際5万以上肥料を購入されているかであったりとか、あとは農協の担当の方に、5万円という設定で、5万円以上購入しない方が多くなってしまうと、こういった事業は成り立たないというところはあると思うので、そういったところは5万円以上使うような農家が多いかどうかとか、そういったところはヒアリングというか、聞いた結果で、新座市と同じ5万円でいっても十分事業

として成立するだろうというふうに判断して、この金額で設定をさせていただきました。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 1点確認なんですけれども、臨時交付金を一部財源として今回やろうとしています事業ですが、足りない部分はどこから財源を持ってくるのでしょうか。

○安保友博議長 中川企画人権課長。

○中川企画人権課長 あくまで臨時交付金の充当が全額ではないので、足りない分につきましては一般財源を想定しております。ただし、この202世帯全部の世帯が申請するかどうかというのは不確定な部分もありますので、なるべく一般財源をたくさん、充当過多と言うんですね、あまり充当しないように、かつ国の交付金に不用額が出ないようにしていくのが一番大切だと思っていますので、本当はとんとんになれば一番いいんですけれども、一般財源はちょっと足が出るぐらいかなというのを想定して、今まで事業を検討する際には金額等も設定しております。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 満額5万円を皆さん申請した場合ですと、計算上ですと150世帯で予算が終わってしまうと思うんですけれども、その場合は予算がなくなった瞬間にこの事業は終わるという認識でしょうか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 一応この150世帯で予算を計上した理由というのがありまして、こちらの対象世帯は令和6年の8月1日の調査で調べた202世帯ということで書いてあるんですけれども、その調査の結果の中には、いわゆる土地の耕作状況という欄がありまして、そこで耕作しているか、それとも管理をしているかというところの選択肢の中で、管理だけをしているような回答をされているところがおおよそ50世帯ありましたので、それで、それを除いた150世帯を予算の上限として一応計上したところになります。なので、その調査のと通りの農家の経営状況であれば、この予算の範囲で足りるだろうというところになります。また、新座市が実際行っている際、500世帯が対象で、実際給付を受けているのが200世帯というようなお話も聞いておりまして、実際その全部の世帯が申請してくるかどうかというところを考えると、いわゆる耕作していると回答してくれた農家の総数である程度予算を線引きしていいかというところで、この予算にさせていただきました。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 執行を完了するという形、年度内にしなくてはいけないという話だったんですが、申請を受け付けた段階で執行したという認識なんですか。それとも交付までで執行完了という認識なんでしょうか。

○安保友博議長 大塚産業支援課長。

○大塚産業支援課長 こちらは申請者を受け付けるのが年度内というところで、実際その審査も年度内に受け付け次第終わらせて、支払いについては年度をまたいで4月に入ってから支出

をする形になる場合があるということは想定しております。

○安保友博議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前10時27分 休憩）

再開します。（午前10時28分 再開）

次に、和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について説明願います。

大野企画部長。

○大野企画部長 それでは、和光市広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について説明をさせていただきます。

今回の変更内容は2点ございます。まず1点目は、事業契約書で定める物価変動に採用する指標の変更でございます。また、もう1点目は、本事業契約のうち、総合児童センターの維持管理運営に関する費用に係る消費税を非課税に変更するものでございます。これらについて事業契約者と協議を重ねてまいりましたが、今般、協議が調いましたことから、変更契約を締結するものでございます。

経緯等詳細につきましては、資産戦略課長から説明をさせていただきます。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 それでは、私のほうから、広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結について説明いたします。

和光市広沢複合施設整備・運営事業につきましては、平成31年3月定例会で議決を得て、事業契約を締結したことになります。

施設の整備、維持管理、運營業務を行うPFI事業としております。また、事業期間につきましては平成31年から令和22年度までの20年間となっております。

変更契約の内容につきましては2つあります。

まず1つ目は、サービス購入料の改定に関する物価変動に採用する指標について、本事業契約で採用している指標を変更するものです。

こちらの全員協議会資料を御覧ください。

対象となる費用につきましては、（2）にお示ししておりますサービス購入料としてGとH、Iとなります。1の（3）のグラフに示すように、紫色が現在の契約の指標の動きになります。また、赤が変更後の指標の動きを表しております。現在の契約では、物価変動に採用する指標として実質賃金指数を定めており、現状この指数は減少傾向にあります。しかし、実態として物価は高騰しており、事業の運営に支障を来すおそれがあるとして指標を変更してほしいとの申入れが事業契約者からありました。

また、申入れとは別に、令和6年6月に内閣府にてPFIに関する各種ガイドライン等が改正されました。別紙2で示す通知が7月に私どものほうにありました。この通知の2ページ目、

3 ページ目を御覧いただきたいんですけども、こちらの（２）、（３）に物価指数と、あと契約変更について記載がございます。赤色のアンダーラインで示させていただいておりますが、2 ページ目では、今回の本事業で採用している実質賃金が物価変動の影響を除いた指数であり、名目賃金上昇より物価上昇が大きい場合に減少するものであるとして、経済社会情勢の変化に伴い不適切となり得るため、当該の指数の例示が削除されました。また、3 ページ目、こちらのほうではサービス価格の改定について、事業者から契約変更の協議の申出があった場合には、適切に協議に応じるよう要請がございました。これらを考慮しまして、本事業におけるサービス購入料の改定に関する指標を見直すものになります。

なお、変更後の採用を予定している企業向けサービス価格指数につきましては、4 ページ目、裏面の別表で例示されているものになります。

次に、2 つ目の本事業契約のうち、総合児童センターの維持管理、運営に係るサービス購入料の消費税を非課税に変更するものとなります。本件は、施設の設計から工事と維持管理、運営について、広沢複合施設整備・運営事業として一括して契約しており、サービス購入料として消費税を含めて支払いを行っております。一方、本事業契約内の総合児童センターの維持管理及び運営事業については、非課税範囲に定められる児童福祉法の児童更生施設を運営する事業に該当することから、事業契約金額の一部を非課税取引にできるものなのか、税務署に相談しました。税務署からは、P F I 事業であっても事業契約の内訳で非課税取引を区分できることが確認できたので、総合児童センターの委託に係るサービス購入料のみを非課税取引と判断することができるという回答をいただきました。

これに伴いまして、変更契約で事業契約金額から消費税相当額を減額すること。また、過年度まで事業契約者へ支払っている消費税相当額を市へ全額返還していただくことを取り交わします。ただいま説明差し上げました内容で事業契約を変更する契約を令和 6 年度中に締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、この案を令和 7 年 3 月定例会に提出を予定しております。そこで、このたび全員協議会の中で御説明をさしあげるお時間をいただきました。

広沢複合施設整備・運営事業の変更契約の締結についての説明につきましては以上となります。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

萩原議員。

○萩原圭一議員 現在の指標は実質賃金指数ということで、グラフでは2021年から大きく下がってきているような状況で、実際、この資料の真ん中辺りの令和 7 年度のサービス購入料の合計は約 1 億 2,700 万円ということで、今実質賃金指数を参考にしているということは、今まではこのサービス購入料は減ってきているということなんですか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 説明が不足していて申し訳ありませんでした。この指標が基準年より3%以上上下した場合には、それに伴って価格を変動するという立てつけになっております。それで、令和2年度のときの指数が100.2で、前年度の指標が96.7ということで、今回マイナス3.5%の指標になったことから、3%という基準を超えたため、次年度以降のサービス購入料は、マイナス3.5%された価格でお支払いするというような契約になっております。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 じゃ、その1億2,700万円というのは、今までずっと横ばいで変わっていないということですか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 基本的には変わっていないのですが、このサービス購入料の中には、ちょっと分かりづらくて申し訳ないんですけども、施設に係る修繕費も含まれておりますので、詳細な数字ではないんですが、5年後、10年後には若干修繕費の分が上がってくるというようなイメージではあります。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 今回その指標を見直して、企業向けサービス価格指数にするということで、こちらを選ばれた理由はどうなんでしょうか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 こちらの指数ですけれども、内閣府のガイドラインにおいても、この指数についてはまだ示されておりますので、あと市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用することや、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することとされておりますので、これらのことから民間事業者と協議により、こちらの指標を採用することとさせていただいております。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 この企業向けサービス価格指数は、やはりずっと右肩上がりで上がってきているので、事業者としてはこの指標を採用したいということだと思ふんですけども、先ほどのお話にあったように、3%変動しなければサービス購入料が上がったり、下がったりしないということなので、この企業向けサービス価格指数も3%上がらないとサービス購入料も上がらないのでしょうか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 はい、議員のおっしゃるとおりです。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 先ほどの説明で非課税、消費税を還付請求することが可能だということで、朝霞税務署もオーケーとなっているんですけども、過去に払ったものを還付されると大体概算でどれぐらいの税が還付されるのでしょうか。また、その返ったお金はどのような使い方をするのか、そこだけ。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 約1,000万円程度になるんですけれども、お支払いしている消費税相当額、今までお支払いした分、全額市のほうには返還していただく形になっております。改めてそれを何かわびあで使うとかということではなく、市の雑入といいますか、市の財源のほうに充当するような形になります。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 行って来いで、年間で400万円程度契約金額として増える。ただ、消費税額としてはなくなる部分があるので、その分還付される金額があるというところで、出ていく分と入ってくる分で、市としてはバランスの取れている感じの契約変更になっているのかなと思うんですけれども、一方で、この事業者にとってみると、その消費税額を還付した場合に、これは利益から出ているものだと思うので、一時的に経営状態というか、キャッシュフロー的には悪化するかなというふうに聞いていて思ったんですけれども、そこら辺は事業者からはどのような御意見をいただいているのか、私の理解が正しければですけれども、御意見をお聞かせいただければと思います。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 やはり議員のおっしゃるとおりで、一時的にキャッシュフローが苦しくなることが予想されるというお話はいただいております。ただ、全体の経費の中で調整しますというような話は伺っておりますので、そこに関しては市として何かするというようなことはございません。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 参考とします企業向けサービス価格指数というのが日本銀行から月次で発表されているというふうに資料に書いてあるんですけれども、今後も3%とかの数値の乖離が出ることもあり得ると思った場合、どのタイミングで見直しの協議が入るんですか。わびあ側からとか申出があったときに市は応じる感じなんでしょうか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 この価格の改定につきましては、まず基準となる年度がございまして、今回の変更では年度の数字が確定している令和5年度の数字を基にして、翌年の令和6年度の全ての数値が出た平均値との差で3%を超えていれば、その次の次の年に反映されるというような形になります。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 説明ありがとうございます。

下がることもあり得るということなんでしょうか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 もともと現契約で設定している実質賃金指数ですと、今回3.5%を超えましたので、このままの契約を継続する場合は下がってしまうというような形になります。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 サービス指数が変動した場合、下がるほうの契約見直しなんかの協議は起こり得るものなのでしょうか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 契約上3%の変動があった場合には、サービス購入料に反映するというものになっておりますので、下がった場合でも下げるような形の契約になっております。

○安保友博議長 吉田議員。

○吉田活世議員 別紙3の総合児童センターについてですが、今回非課税取引にするということで、この利用者、市民への影響がありましたら教えていただけますか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 あくまでも消費税についてのことなので、市民サービスへの影響はないと考えております。

○安保友博議長 吉田議員。

○吉田活世議員 この総合児童センターを利用されている方もお金を払っての利用ではないということですかね。何かそのサービスを受けるときに対価としてお金のやり取りというのは発生していないという理解でよろしいですか。すみません、ちょっと基本的なことなんですけれども。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 基本的に児童センターは無料で利用していただいているかと思います。また、利用料金を徴収しているものに関しましては、自主事業というような形で、児童センターとしての業務を超えた時間、夜間の時間になるんですけれども、その時間で自主事業として、費用が発生することはございますが、今回のこの消費税に関しては、我々が事業者には払うお金の消費税分が非課税になるものなので、市民に対してわびあのほうがどうこうするというようなものではございません。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 確認ですけれども、例えば鉄道運送事業者というのは鉄道事業法で定められて、国の判断がなければ料金、運賃というのは決められないと、そういう流れですけれども、今回この変更契約の締結において、適正な原価で、かつ適正な利潤を継続して維持するためにもやむを得ない。特約条項というんですかね、条項というふうに意識してよろしいのかどうか、確認です。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 議員のおっしゃるとおりで、このサービス価格の指数の見直しにつきましては、事業者のためを考えて変更契約するものとなっております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 児童センターはただだけれども、プールのほうはお金がかかりますね。ちょ

っとよく分からないんですけれども、プールの入場券というのは税込みなんですか。もしそれが非課税になれば税のほうも安くなるのかどうか、素人的な質問なんだけれども。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 プールに関しましては非課税扱いにはなっておりませんので、今回はあくまでも複合施設なんですけれども、児童センターと市民プールというような2つに分かれた形でお支払いをしていたので、なので、児童センター分だけは非課税として見れますよというようなお話を税務署からいただけたというところになります。ですので、プールに関しては今までどおり消費税を含めてお支払いする形になりますし、利用料としては消費税を含めたもので徴収させていただいているというような形になっております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 先ほどのこの税務署の説明を読むと、福祉事業、プールも健康事業、福祉事業だから、主に児童になれば健康事業だから、何かそれに該当するんじゃないかなというような自分自身は解釈をしていたんですけれども、その辺はやはり駄目なのか。もう一度説明すれば福祉事業になるのか、その辺の見解を教えてください。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 今回税務署に相談に行った際には、我々の持っている契約書全てをお持ちして内容を見ていただいて、どうすれば非課税にできるかというようなお話をさせていただきました。やはりその中で、プールについては該当しないので、非課税にはできないというような話になりまして、児童センターのここの部分だけはできると。ただ、児童センターの維持管理・運営費と修繕料も合わせて払っているんですけれども、修繕料までは非課税として見込むことができますよというような見解まではいただきました。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 今回、そのセンターのほうが非課税になると。ほかにも様々例えばセンター機能を持った委託契約は行われているかと思うんですね。それというのは消費税額は計上されているんですか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 非課税でやられていると思います。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 基本的に非課税の形で契約が行われていたのに対して、今回なぜこのPFIの事業ではこれまでの経緯として課税で行われていたのか、そこをお伺いできますでしょうか。

○安保友博議長 森田資産戦略課長。

○森田資産戦略課長 あくまでもこのPFI事業というのは、設計、建設、それから維持管理・運営ということで複合したものを一括してサービス購入料という形で契約しております。なので、本来であれば、公募前とかにこういうことが税務署と相談ができて、その前提で公募がかけられていればというふうには反省しておりますけれども、そこまではちょっと至らなか

ったということで御理解いただければと思います。

○安保友博議長 ほかよろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前10時52分 休憩）

再開します。（午前11時05分 再開）

次に、介護保険特別会計における支払月の期ずれについて説明願います。

斎藤健康部長。

○斎藤健康部長 まず初めに、今回発覚しました介護保険特別会計における支払月の期ずれにつきましては、長年にわたりこのような状態が続いてしまったことについて深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

介護保険制度では、市町村が国に介護給付費負担金の交付を求めるに当たって、政令等により、5月支払い分から翌年4月支払い分までの保険給付費を当該年度分として集計することになっています。しかしながら、本市では、翌年4月支払い分の保険給付費を当該年度の予算ではなく、翌年度予算で支払った上で、当該年度分として集計し、国に介護給付費負担金の交付を求めています。その原因は、平成16年度に保険給付費の支出が5月支払い分から翌年3月支払い分までの11回で、本来、平成16年度予算で支出すべき翌年4月支払い分が平成17年度予算で支出されていました。それ以降、本市では、当該年度予算で支出すべき翌年4月支払い分の保険給付費が翌年度予算で支出され続けてきておりました。

今回、この不適正な状況を是正するため、令和7年3月定例会の補正予算で1回分の保険給付費相当額を増額し、令和7年4月支払い分の保険給付費を令和6年度予算から支出することで適正な状態に正すものです。

詳細については、長寿あんしん課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 それでは、本日配付させていただきました資料に基づきまして、本事案について説明させていただきますが、大変申し訳ございません。資料につきまして1点訂正をお願いいたします。

資料の（４）のところで、右側にR7の3というふうに書いてありますが、これはR7の4に変更していただきたく訂正をお願いします。

では、改めまして私のほうから説明させていただきます。

初めに、この資料では、当該年度予算で支出した支払い月を黄色マーカーで、国庫負担金が対象とする支払い月を斜線で表記しています。

それでは、資料の（１）を御覧ください。

（１）では、例として平成15年度の状態を示しています。平成15年度では、国が定める政令

と通知に基づき、5月支払い分から翌年4月支払い分までを平成15年度予算で支出していました。この12回分を平成15年度分として国から国庫負担金の交付を受けていました。この場合、当該年度予算で支出した支払い月、黄色マーカーと国庫負担金の対象とする支払い月、斜線とが一致している状態になります。これが正しい状態です。

次に、（2）を御覧ください。

（2）は、平成16年度になります。平成16年度予算では、5月支払い分から翌年3月支払い分までの11回しか支出されていませんでした。この黄色マーカーの引かれていない斜線部分、平成17年4月支払い分は、本来、平成16年度予算で支出すべきものですが、翌年度の平成17年度予算で支出されていました。

その上で、平成16年度分の国庫負担金については、平成16年度予算で支出した11回分に平成17年度予算で支出した4月支払い分の1回分を加えて交付を受けていました。

次に、（3）を御覧ください。

平成16年度に11回しか支出しなかったことにより、平成17年度以降は、当該年度予算で支出する支払い月、黄色マーカーが4月支払い分から翌年3月支払い分までとなり、一方で国庫負担金の対象支払い月は、5月支払い分から翌年4月支払い分までのままになりますので、当該年度予算で支出する支払い月、黄色マーカーと国庫負担金の対象支払い月、斜線にずれが生じてしまいました。

このため和光市では、国庫負担金の交付申請を行う際に、既に前年度分の国庫負担金の対象として申請済みの4月支払い分を除き、次年度予算で支出した翌年4月支払い分を加えたものを当該年度分として国庫負担金の交付申請を行うことがこれまで続いていました。次年度予算で支出した事業費を当該年度で支出したものとして国庫負担金の交付を受けていたということになります。

次に、（4）を御覧ください。令和6年度になります。

令和6年度に現状を是正するための措置を行いたいと考えております。現状を是正するためには、当該年度予算で支出した支払い月、黄色マーカーと国庫負担金の対象支払い月、斜線とを一致させなければなりません。そのためには、平成16年度予算で支出を怠った1回分を補填することが必要となりますので、令和6年度に13回分の支出を行うことになります。

令和6年度の当初予算では12回分の予算しか計上していませんので、今年度13回分を支出するためには、令和7年3月定例会で1回分の保険給付費を増額する補正予算をお認めいただくことが必要となります。補正予算を認めていただいた上で、令和6年度予算で13回支出することで適正な状態に正すことができます。

地方自治体の財政として適正な状態にただすための措置になりますので、議員の皆様の御協力を賜りますようお願いいたします。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

萩原議員。

○萩原圭一議員 この国庫負担金の算定期間というのは、そもそもなぜ5月支払い分から4月支払い分というふうになっているのでしょうか。4月から3月じゃなくて、5月から4月になっているのはそもそもなぜなのでしょう。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 介護保険の国庫負担金につきましては、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令、それと、国のほうから介護給付費負担金の適切な算定についてという通知がございます。その中で5月分から翌年4月分というふうに定められております。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 何でそういうふうに定められているのでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 3月に利用したものを4月に審査して5月に支払うという形になりますので、実際利用年度から見ると4月から3月というふうになるんですが、実際の支払いにつきましては、5月支払い分から4月支払い分までという形になります。すみません、分かりづらくて。一応、政令で定まっているということで。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 翌年度の4月支払い分というのは、実際には3月分ということじゃないか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 2月利用、3月審査、4月支払い分ですね。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 だから、利用したのは3月分ということですよ。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 2月利用の3月審査、4月支払い分という形です。すみません。ちょっと分かりづらいんですが。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 だから、利用したのはちょうど4月から3月の分ということですよ。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 審査月が4月から3月審査分までになる、利用自体は3月から2月までです。審査で確定するということで。審査が大事ということですね。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 こういう勘違いというのはほかの自治体でもあったりするんですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 いえ、私もインターネットとかでいろいろ調べたんですが、これと同様な事例は見当たりませんでした。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 じゃ平成16年に間違っ、でも、それ以降20年ぐらい気づいていないわけですよ。でも、国庫負担金を交付を求めている金額と実際の決算の金額が違っているわけですよ。それで20年間気づかないというのはなぜなのでしょう。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 おっしゃるとおり、これまで20年近くの間、実際に負担金の申請をする際に、長寿あんしん課では申請の際に決算見込みの抄本というのを添付するんですが、その抄本を作成する際に、今年度でいけば、4月に支払った、本来であれば、例えば令和5年度を例に例えますと、令和5年度予算で支出した令和5年4月支払い分を削って、令和6年度予算で支出した令和6年4月支払い分を加えるという作業はこういうことをやるんですよというふうな形で引き継がれてきておりましたので、本来、市としての事業としては疑問を抱く内容であったので、今回確認させていただいたところ、平成16年度まで遡ってそういったことがあったということが発覚しました。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 今回は財政課のほうで気づいたということですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 一応、私のほうで確認させていただいて、昨年4月に私が異動してきました、その中でそういった作業が行われていることについてちょっと疑問を感じまして、確認させていただいたところ、実際の決算と負担金の請求している額が違っていたということが明らかになりました。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 ちなみに5月から4月というのは、国民健康保険でも一緒ですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 すみません、私、前任が保険年金課だったんですけども、国保のほうまでは確実なことが今すぐにはお答えできないので、申し訳ございません。

同じだそうです。同じです。

○安保友博議長 萩原議員。

○萩原圭一議員 何かその辺が、国民健康保険と違うんだったら、誰かが異動したときのタイミングとかで、これ国民健康保険のときと違うとか、気づくことは今までなかったんでしょうかね。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 担当に確認しましたところ、和光市の特別会計は1期ずれているんだよということで、そういうものだというふうにこれまでずっと事務が引き継がれておりますので、なかなかそこが発覚ができなかったのだと思います。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 お聞きしますけれども、これを見ると平成15年ということ、今から21年前の出来事ですね。それが平成17年、19年前。このときの市長は野木市長かなと思うんですけれども、気づかなかったということで。それと、この19年前から今期の令和6年までの間はまだこれが出てくるということですか、全部同じようにあるということですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成16年度に11回しか支払っていなかったにもかかわらず、平成17年度予算を使って12回分の負担金をもらっていました。本来であれば、平成17年度で13回分を計上して補填すればよかったんですけれども、結局、平成17年度も12回分の予算しかないの、今度は平成18年度予算を使って4月分を支払った、その状態がこれまで続いてきてしまったということになります。どこかで13回計上しなければいけないということです。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 そうなると、ここに書いている3年間分だけが問題ということですか、まだ出てくるということですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 もう平成16年度から令和6年度までずっとずれていました。続いていたのは、この約20年分ぐらいずっとずれて請求していましたので、これをどこかで13回分計上しないと是正できないということになります。それが平成17年度とかですぐに13回分計上すればよかったんですけれども、結局ずっと12回分しかないの、ずっとずれている状態であると。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 確認ですけれども、平成15年4月、平成16年、21年前からこれがずっと現在まで来ていたということですか、解釈で。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成15年度までは正しいので、ずれるのは平成16年度からです。平成15年度までは正しい状態でした。平成16年度からです。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 こういうのに時効というのはいないんですか。やはり間違っただけでずっと先まで遡って訂正しなければ、反省はしなければいけないですよ。そういうのは帳簿上のことだから、お金が動くわけじゃないからいいと思うんですけれども、大変じゃないですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 時効というものが適用されるかどうか分からないのですが、今現在も、本来、地方自治体は総計予算主義になりますので、当該年度分については、その年度で支出しなければならないんですけれども、ずっと和光市では翌年度の予算を使うという形で来てしまっていましたので、例えばこれがどこかで、介護保険制度が終わりますよといったときに、和光市は1回分の予算が足りない状態になってしまいます。最終的に困るのは一番最後、介護

保険制度が終わりますよというときに支払おうと思ったら和光市は4月支払い分の予算がないという状態になります。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 確認ですけれども、平成15年から現在まで間違っていたのを発見したので、今回改めるという、こう受け取っていいんですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成16年度から誤っていたので、今回それを正させてくださいということで、13回分の予算を令和6年度で取らせていただきたいということでお願いしております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 最後です。

よく発見しましたね。21年前の決算ということだから、大したもんですよ。

○安保友博議長 吉田議員。

○吉田活世議員 国庫負担金が対象とする支払い月1か月分となっていますが、国庫負担金というのは同じような額で支給なのかな、1か月分の介護保険料ということだと思うんですけれども、人口とかで変動もあったと思うんですけれども、平成15年からずっと1か月分なんですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 現在、和光市の介護保険特別会計の1回分は約3億円になります。平成16年のときに支払った金額は約1億2,000万円です。ですので、この20年間の中で1回分という数字が1億2,000万円から3億円まで膨れ上がっている状態で、もっと早い段階で是正しておけば、もっと低い金額だったんですけれども、今もう令和6年度ですと、もう1回分が3億円になっています。これをまた先送りしてしまうと、さらに膨らんでいってしまいますので、分かった段階で早めに対応したいというふうに考えております。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 ちょっと教えてほしいんですけれども、今後これで修正して支払うんですけれども、支払うのは帳簿上だけで、実際これにかかった介護サービスの業者、指定業者とか、そういう方に支払うんですか、誰に支払う。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 こちらは、支払い自体は国保連に払うのですが、国保連に一度払ったものが事業者のほうに行く形になりますので、あくまでも支払いということです。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 そうすると、現時点では、これに関係している事業者はまだこのことは支払ってもらっていないと、そこで気づけばよかったんでしょうけれども、気づいていないということでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成16年度に11回しか支払わないで翌年度予算を使ってしまったんですが、支払いは終わっていますので、支払いはずっと行われています。ただ、その原資が翌年度予算を使ってしまったというところになりますので、支払い自体は滞りなく行われております。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 この（１）の平成15年は正しい状況であったんですが、（２）の平成16年度では対応が変わってしまった原因というか、何かそこら辺はどう調査というか、調べているんですか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 本事案が発生した原因につきましては、平成16年度に本来は12回支出すべき保険給付費を11回支出し、12回目を次年度の平成17年度予算で支出したことによります。なぜそのようなことを行ったのかにつきましては、負担金の交付に係る処理については保存年限により既に破棄しており、ございませんが、財務会計システムのデータを確認しますと、平成16年度で保険給付費については12月に補正予算を組んでおりました。しかしながら、年度末の数字を見ると、翌年４月支払い分を支出するだけの配当残額はございませんでした。これは推測になるんですけれども、12月定例会に補正予算を計上しておきながら、さらに３月定例会に補正予算を計上しますと、12月の補正予算の積算が甘かったという指摘をされてしまうことから、そのような指摘を受けることを恐れて翌年度予算で支出するようなことを行ってしまったのではないかと考えております。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 この昔の期間、当時、元保健福祉部長の不祥事にももしかしたら関わる事案なんじゃないかなとちょっと思った次第なんですが、梅津課長が見つけてくれたように、当時の方でももしかしたら何かおかしいなと思った方もいたかもしれないんですが、言えなかった状況というのもあったのではないかというふうにも感じている次第であります。なので、この起きたことの問題究明とか再発防止と併せて、やはりその当時の保健福祉部内の状況とかも加味して、この問題、起きたことを検討いただきたいと思うんですが、現在、市の考えはどうでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成16年当時の長寿あんしん課の介護福祉担当の職員３名が現在も在職しておりますので、３名の方に聞き取りをさせていただきました。３名のうち２名の方はちょっと把握していなかったんですが、覚えていらっしゃる方が１名いらっしゃいまして、その方によりますと、平成16年度の途中で予算の不足が見込まれたことから、当時の統括主査に３月に補正予算を計上するのか伺ったところ、翌年度予算で実施するように指示があったとのことでした。ただし、その指示自体が統括主査の独断だったのか、上司である課長、次長、部

長が承知した上での指示だったのかは、そこまでは分かりませんという回答でした。

○安保友博議長 すみません、質問の中で元保健福祉部長という話があって、今、統括主査と、人物の同定がなされていないので、その辺ちょっと補足をお願いします。

梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 元保健福祉部長というのは、すみません、個人名を言わせていただくと、東内部長のことでしょうか。それであれば、この統括主査というのは当時の東内です。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 長年この状況が続いていたことによる罰則なり、何か不具合があったりするものなんでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 市の事務として適正ではありませんでした、原資はともかく国・県への負担金の請求の額自体は、本来あってはならない翌年度予算を使ってというところはあるんですが、負担金請求をしている額自体は正しいものでありますので、特に返還等は生じないものと考えております。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 今までの説明である程度理解をしたんですが、この介護保険の事業というのは公費が50%、国が25、市と県が12.5、12.5で25%ですが、そうしますと、県、国の交付金が入っているということは、監査も定期的に入ってきていたのではないかなというふうに推測しますが、発見できなかった理由というのは、お分かりでしたら教えていただきたいですが。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 会計検査が約2年に一度、これまで入っておりまして、会計検査のほうには、和光市が実際の負担金の請求と決算がずれている、不一致ですということで報告しているんですが、これまで令和2年度まで、報告は終わっていますが、特に指摘等はございませんでした。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 これ多分、マンパワーでやられていると思うんですが、システムが入って、間違った場合、システム上のエラーで発見できるとか、そういうことが可能なんですか、今。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 システム自体は財務会計システムになりますので、財務会計上の数字はシステムで明らかになりますけれども、長い間、これまでの間、システムで出る正しい数字を修正して、4月分を削って翌年に払った分を加えるという作業をした上で国に報告しておりましたので、決算と違う数字を国には報告をしていたということになります。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 今の御説明だと、公然の秘密ということになってしまいますが、ここでは正していただくしかない、もうそうしていただきたいと思います。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 不祥事が発覚しまして、いろいろなところで適正な事務処理、事務業務がされていなかったということが分かったときに、ほかにこういったことが出てこないのかということで、心配をしたわけです。そのときに、見ていただいているという話だったかと思うんですが、新たに出てくるということで、ほかのところと同じように適切に処理がされていないという部分は、今後出てこないようにしっかりと見ていただけているのかどうか、いま一度確認させていただきたいと思います。

○安保友博議長 斎藤健康部長。

○斎藤健康部長 この事案が分かったときに、健康部内、管理職を集めまして、再度内容、今までの事務手続がちゃんとなっているかどうか、管理職には一応周知いたしました。間違っている部分があれば、必ず正しいものに直すよう、そこまでの周知はしております。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 ということは、これからまた同じように間違っている部分が出てくる可能性が今はまだあるということになりますでしょうか。

○安保友博議長 斎藤健康部長。

○斎藤健康部長 そこについては、今、10月に健康部の管理職を集めてその話をしたところなんですけれども、それ以降、話が出てきていない状況ではあります。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 私、今回の資料等を見て、ちょっと幾つか、これはお答えが可能であれば、お答えいただきたいんですが、改めて、先ほど答弁等で原因とか発生した理由等が口頭で行われていたのみになるというところで、資料としては現在はこの図示しかされていない状況ですよ。そういった原因と対応方法等をまとめて発表するということは可能かお伺いします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 どの場で発表するのでしょうか。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 私は少なくとも議員と市民に対する説明は必要かとは思っておりますが、それを踏まえて、議員と市民に対してそういった原因と対応方法を資料提示した上で発表されるのかどうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 平成16年の当時の資料というのがもう正直ございません。そういった中で、示せるとしたならば、財務会計システムで11回分しか支払っていなかったというところが確認が取れますので、お示しできるとすれば、財務会計システムでの数字になってくるのかなと思います。対応としては、先ほどから説明させていただいたとおり、どこかの年度で13回分を計上しないといけないということになりますので、今回補正予算を3月定例会でお願いすることになりますので、それが対応になります。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 質問としましては、それを資料としてまとめて、議員や市民に対して発表するという意思があるのかどうかというところをお伺いしています。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 まさに今この全員協議会で御説明させていただいている内容が発表になると思っていますが。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 確かに今回はこういった資料で、現状の把握しか私たちこの資料として与えられていない状況でして、例えば先ほど口頭で説明されたような不祥事においてこのことが発生しているとか、もしくは実際に3億円程度の市民負担を行わなければいけないというところは一切記載が、具体的な金額等記載されていないですよね。それについて、それらをしっかりと網羅した上で、市民への御案内をするのかどうかということです。

また、この記載も誤認識があると思ひまして、(4)番のところに、平成16年度に支出を行った1回分を支出するというふうに書いておりますが、これ実際の金額は令和6年度の4月分を補填する形になりますよね。ですので、この記載自体も正直いうと、誤解を与える内容かと私は考えています。なので、しっかりとした資料を作っていただいて、正しい金額、そして、どの人に負担していただかなければならないのかというところを改めて市民説明する必要性があると私は考えますけれども、そこについての御認識をお伺いします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 先ほど来お話しさせていただいたのは、3月定例会にこの件に関する補正予算のほうを計上させていただきますので、その際に改めて御説明させていただければと考えております。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 この件に関しまして、個別に市民説明等行う予定はないという理解でよろしいでしょうか。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 こちらの件につきまして、今考えている内容としましては、一般会計から法定外の繰入れをしていたことになります。それにつきましては、第9期はもう保険料が確定しておりますので、なかなか変更というのは難しいんですが、第10期以降の保険料のほうに、今回法定外繰入れをした分を加算して保険料を算定することになります。ですので、恐らく第10期以降の保険料を令和8年度で計画策定会議を開催いたしまして、その中で説明させていただくことになります。改めてその第10期以降の保険料が確定した際にはパブリックコメントを行って市民説明会も行いますので、その時点である程度確定した数字のほうはお話できると思います。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 私の理解としては、それこそパブリックコメント等で行っているから市民説明が十分であるというふうに私は理解しておらず、これはあくまでも、表現をどのようにするか分かりませんが、私はこれ隠蔽と取られても仕方がない行為だというふうに理解しています。要は、市民に対しては決算のところの費用を隠していたわけですよね、そうですね、事実として。これを報道発表する必要性だったり、市民説明をする必要性をパブリックコメント等で代替していると考えているのは、私はいささか問題があるというふうに考えております。

なので、これしっかりとした市民説明が必要だと思いますし、その場合においては、これ例えば令和7年度から引っ越してきた人だったり、そこから介護保険に入られた方からすると、何でこの令和6年度4月分の保険料を払わなければいけないんだというふうになられる方もいらっしゃるかもしれないですよね。そうした場合に、住民監査請求だったり、そういったものも起こり得る可能性というのを含んだ内容かと私は捉えています。そういったことも踏まえて、パブリックコメントだけで行った内容で十分説明がされているというふうな理解でいるのか。そこも含めて御回答、御意向をお伺いします。

○安保友博議長 梅津長寿あんしん課長。

○梅津長寿あんしん課長 この件に関して、市民の皆様への声明の方法については検討させていただきたいと思います。

○安保友博議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになれば、以上にて、質疑を終結します。

休憩します。（午前11時41分 休憩）

再開します。（午前11時44分 再開）

次に、令和6年和光市議会9月定例会において否決となった議案について説明を願います。
横山教育部長。

○横山教育部長 複数の部に関係する内容となりますが、教育委員会事務局のほうでまとめて説明させていただきます。

改めまして、議会の議決を経ずに契約を締結したことにつきましては、市民の皆様のご信頼を失うこととなり、大変申し訳ございませんでした。また、令和6年9月定例会において追認を求めた議案が否決となったことにつきましては、市議会の皆様からの御意見等を厳粛に受け止めているところでございます。

この否決となりました議案につきましては、市の顧問弁護士のお二人、それから埼玉県に法的な見解を求めて回答をいただいております。これにつきましては、資料のとおりの内容で、1月20日付で議長報告を行っております。

御覧いただきましたとおり、いずれの見解も追認の議案が否決された財産の取得は無効が確定し、有効とすることができないというものとなっております。これまで議会からいただきました御意見、顧問弁護士の2人、それから埼玉県からの見解などを踏まえまして、市では否決

となった議案の方向性について検討を重ねましたが、総合的に判断しまして、無効が確定し、再度、議会に上程することはできないものと考えております。

その考えの根拠につきましては、最高裁判所等の判例によるものです。少し説明をさせていただきます。

議会の議決を要すべき契約にもかかわらず、議決を経ていない契約は、長による無権限の行為で、無効であると解されています。ただし、議会が追認の議決をしたときは、遡って有効になると解されています。和光市においては、追認の議案が否決となったため、当該財産の取得については遡って有効とはなっていない状態となっております。

次に、無効が確定したと考える根拠につきましては、追認が拒絶されたということは、追認によって法律行為が有効となる可能性を消滅させるものであり、一旦追認を拒絶した後に改めて追認をすることはできないと解されています。最高裁判所も無権代理行為の追認の事案において、本人の追認の拒絶により効力が及ばないことが確定し、追認を拒絶した後は、本人であっても追認によって有効とすることはできないとしています。

したがって、議会が本会議で追認を否決した場合は、その時点で本件の契約、財産の取得が有効となる可能性が消滅し、市と事業者との間の契約の無効が確定したと解されています。

法的安定性の観点からも、再度、議会に上程することは難しいと考えております。

そこで、市としましては、一旦、各学校から教師用指導書を集めて事業者に戻し、事業者から支払った対価、現金を返していただいた上で、事業者と仮契約を改めて取り交わし、新たな契約の議案として議会に付すことも考えましたが、現実的には難しいと考えております。過去のものは処分しており、また、現在使用しているものは子供たちの授業に影響を及ぼします。さらに、相手事業者についても、現金を用意していただくのも難しい上、決算など会計上の処理も既に済んでいるところと伺っています。

以上から、市ではこの契約を有効とする手だてがないと考えております。議会の議決を経ずに契約を締結し、このような結果に至ったことにつきまして、和光市議会、それから和光市民の皆様に再度おわびさせていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○安保友博議長 柴崎市長。

○柴崎市長 続きまして、私から説明をさせていただきます。

本市におきましては、令和5年度より内部統制体制の強化を開始し、コンプライアンスハンドブックを策定するなど、内部統制の強化を進めて市政運営の透明性と適正性の確保に取り組んでまいりました。しかしながら、このような取組を進めている中で、議会の議決を経るべき契約について議決を経ずに締結し、その追認を求める議案も否決されるという事態になってしまいました。

また、このほかにも令和6年度以降、給付金の紛失や起案文書の紛失など、内部統制の強化を進めている中で不適切な事務処理が次々と明らかになり、市政運営に対する信頼を損ねる結果となっております。

これら一連の事件について、私の監督責任を明確にし、再発防止への決意を示すために、自戒措置として給料を20%、1か月間減額する条例案を3月定例会に提出することといたしました。また、追認議案の否決に関しましては、教育長とも何度か協議をいたしまして、教育長の給与を10%、1か月間減額する条例案を併せて提出することといたしました。

今後は同様の事態が生じることのないよう、再発防止に向けた取組を徹底し、事務処理の適正化を進めてまいります。市政運営の信頼回復に向け、全力を尽くしてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○安保友博議長 石川教育長。

○石川教育長 ただいま市長の説明にもありましたけれども、議会での議決を経るべき契約について、議決を経ずに購入契約を締結し、財産の取得に至ったこと、さらには、契約無効の状態に至ったことにつきまして、教育行政の第一義的な責任は教育長でありますので、私自身の監督責任を明確にし、今後このようなことが二度と起こらないための再発防止への決意を示す上で、市長とも協議の上、私の給料を10%、1か月間減額する条例案を3月定例会に提出することといたしました。

このたびのことにつきまして、これまで以上に私を含め教育委員会事務局内の士気を高め、法令にのっとり適正な事務執行により信頼の回復に努めてまいりますので、御理解を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。

なお、私のほうから皆様に資料を提示させていただいておりますが、回答書とするもの2通ございます。弁護士からの回答書になりますが、こちら経緯だけ説明させていただきますと、1月20日に議長報告があつて、その際に、先ほどの教育部長からの説明が、同じものがありました。それに対して私としては疑義があるということを申し述べた上で、今回のこの全員協議会に間に合うように弁護士3名に照会をかけて、その回答がこれということですので、それも踏まえて皆様御協議いただければと思います。

休憩します。（午前11時53分 休憩）

再開します。（午後1時15分 再開）

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 執行部から頂いた資料を私なりに調べたんですけども、これが合っているかどうかお聞きしたいと思います。

議案第81号は平成14年度、今から23年前ですね。このときの市長は田中さんでした、よく知っています。議案第80号は平成16年、これは野木市長で21年前です。議案第79号は平成16年、野木市長。その前に平成17年、平成18年までは、今から19年から20年前の野木市長です。それで、議案第75号は平成23年で、野木市長で14年前。議案第74号は令和2年で松本市長。今回の73号は令和6年度、柴崎市長。時の市長の名前を挙げたんですけども、これで合っています

かね、私が言ったこと。分からなければ後で結構です。

というのは、かなり昔、最初は平成14年の田中市長のときに議案第81号ですけれども、追認、指導書の購入契約をやっているわけです。だから、ここから次の市長のところについて慣行がずっとされてきたと思うんです。2,000万円以上は議決を経なきゃいけないということを知らずしてずっと続いてきたということで、それで今回、令和6年になって発見されたということで、流れの確認ですけれども、よろしいですか。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 後ほど回答させていただきます。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 このように議案第81号の最初は今から23年前なんですけれども、こういう案件に対して法的な解釈、ちょっと私はよく分からないんですけれども、時効とかそういうものはあるんでしょうか。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 先に先ほど御質問いただいた内容についてお答えさせていただきます。

まず、議案第81号から議案第75号までが野木市長の時代になります。議案第74号に関しましては松本市長、73号に関しては現市長の柴崎市長になります。

すみません、時効については後ほどお答えさせていただきます。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 議案第81号、平成14年、23年前の田中市長というのは間違いで野木市長ということですか。それは訂正で結構です、他意はないですから。

そんな23年前のことで、実際これは指導書も買って、もう使われたわけです。悪いものを使ったわけではないし。議決を経ていないということが今回の問題なんですけれども。時効があるのかないのか見て、時効がないならば、田中さんはもういないので野木さん、時効がないならば、当時の市長にもお聞きしなければいけないということになってくるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 損害賠償の時効につきましては、時効が3年となっております。

付け加えさせていただきますと、追認に関しては、遡っての時効がないものと考えております。損害賠償についてが3年という形になります。

3年というのは、知ったときから3年という形になります。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 ちょっと意味が、聞き取れなかったもので、もう一度。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 この事案を知り得たときから3年ということになっております。

○安保友博議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 令和6年10月3日の顧問弁護士等相談票なんですけど、これは市のほうの資料ですけども、これの2ページにある市としての考えというところで、1つは、無権限の行為で無効であるということが前提になって市としての考えが示されているということと、もう1点、追認の拒絶という形で質問がなされていると思うんですけども、この異なる見解が出ている弁護士のほうの資料によりますと、まず、この案件は無権代理類似の問題ではないかのよう読み取れるので、これが無権代理行為の類似の問題であるというふうにされたところがどうなのかということと、それから、追認の拒絶についても、追認を求める議案を否決したことが追認を拒絶することには当たらないというふうに読み取れる部分があるんですけど、その2点について、照会した弁護士によって見解が違うということなのか、そのあたりのこの市としての考えの前提になっている解釈について伺いたいのですが。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 これまで御説明させていただきましたとおり、議会の議決が必要な行為について、市長が代表権を有せず、議決を経ない市長の行為は無権限の行為となると解されております。したがって、本件は代表権を有しない市長が代表として売買締結をしたものであって、代表権を有しない無権代理人が代理人として契約を締結した無権代理行為と類似するものと考えております。

あと、追加議案に対する議会の否決につきましては、市の意思決定機関である議会が市長の締結した契約を認めないという意思表示をするものであって、本人が無権代理人の締結した契約を認めないという意思表示をする追認の拒絶と類似するものと考えております。

○安保友博議長 すみません、そういう説明を議長報告のときにされたので、それは違うと思いますよという話は私の口から言わせていただいて、それを、法律の専門家ということを執行部の皆さんはしきりにされるので、私も3人の弁護士に照会をしたという経緯があります。それについて違う見解が出ているということで、それがどうなのかという質問ですので、それに対しての答えをしてください。

横山教育部長。

○横山教育部長 こちら頂いた書面につきましては、まだ頂いたばかりですので、内容の精査ですとか検討ができていない状況でございます。したがって、こちらの書面に対する市の見解につきましては、答弁を控えさせていただきたいと思っております。

○安保友博議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 今の2点の解釈の違いによって、再度提出ができるかどうかというところが結果が分かれてくると私は理解しているので、そのところについて明確な説明が、今できないということであれば、後ほどでもいただければと思っているんですけど、それによって結論が違ってくるので、お願いいたします。

○安保友博議長 休憩します。（午後 1時29分 休憩）

再開します。（午後 1時43分 再開）

松永議員。

○松永靖恵議員 先ほど待鳥議員が質問されていたのと同じ意見なんですが、やはり大塚顧問弁護士と、あと埼玉県の方に確認した結果の内容と、また、議長が疑義があるということで3人の弁護士の方に聞かれた内容、見解が全く違ってきているので、その件について、再度、市がどのようにするのかというところで、回答をいつまでにするのかの結果をまだ聞いていないので、要するにいつまでに結果を出していただけるのか。結果次第によっては、また質問内容も違ってきますので、いつ頃までにこの待鳥議員の質問に対して回答を出していただけるのか伺います。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 改めて顧問弁護士にお伺いしますと、おおむね1週間ぐらい。それから、県のほうにも伺いますと、前は1か月以上かかっておりますので、今回改めて伺ったときにどれぐらいかかりますというのはちょっとこちらでは断言しづらいんですけども、市側としましては、回答をいただき次第、また改めて庁内で検討させていただいて、またこういった場で皆様に御報告させていただければと考えております。

○安保友博議長 松永議員。

○松永靖恵議員 約1か月ぐらいかかるんじゃないかというふうなお話でしたが、場合によっては、再検討という形で追認議案を再提出、議案として出せるとなると、先ほど市長と教育長の責任として減額条例を出すという話もありましたが、その話もちょうと違ってくるのかなと思ったんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○安保友博議長 柴崎市長。

○柴崎市長 自戒措置に関しましては、もし議案を再提出して追認いただけたとしても、こういったことが起きたということに対する責任として、今回この議案を出すつもりでおりますので、議案再提出の有無にかかわらず、こちらについてはこのまま、今のところはそうように考えております。

○安保友博議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 その減額条例を提出するという点についての質問なんですが、9月の段階でこれが出て、それで質疑の中でも、そうした責任をどう取るのかというふうな話は出ていたと思っています。それで、今回、市側の認識としては再提出はもうできないと、無効のままという認識だったと思うんですが、その中で、9月にはそこに応じられなかった減額ということを今回改めて出されるということの理由を伺いたいと思います。

○安保友博議長 柴崎市長。

○柴崎市長 9月の時点では、まだ追認いただくかどうか分からなかった中で、追認をいただいて、有効な契約とできるというようなことを考えておりましたので、減額というところまでは考えていなかったんですけども、今回、こういった別の弁護士の方からの意見が出たので、また状況は変わるかもしれませんが、無効が確定してしまったということを重く受け止

めまして、減額をしようというふうに考えました。

ただ、今御質問があったように、それがまた追認されたらどうなるかといって、不確定な要素はあるんですけれども、やはりこういった議会の議決をいただかないで契約をしてしまった後、またいろいろとこういったことで市民の方に御迷惑をおかけしたとか、あと職員も含めていろいろ手続上の不備があったということを改めて認識しまして、私たちも襟を正す気持ちで今回、2人で条例を出させていただこうというようなお話を何度も話し合った末に出した結論ですので、このままいこうと今も話しているところです。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 違う弁護士の見解も踏まえて改めて検討ということですので、少し申し上げておこうかなと今思いました。

和光市議会の会議規則の中では、一事不再議ということで、同じ議案については、議決されれば、その会期中には再び提出はできないということではありますが、これ言い換えれば、会期が異なれば提出ができるということでもあります。ですので、制度上は何ら問題はないものというふうに考えておりますし、出していただければ、議会はしっかりと真剣に審査をしていくという思いを皆さんもお持ちであると思います。

また、9月の議会で否決をしたのは、やはり責任の所在などの話もありましたし、御説明はいろいろといただいたんですが、要するに誠意のある対応というものが感じ取れなくて、議会としては誠意のある対応をしていただきたいというのが非常に強かったと思うんです。そういった点が否決という結果が出た大きな要因の一つであると思いますので、そういった点も踏まえて御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○安保友博議長 柴崎市長。

○柴崎市長 小嶋議員の今のお話をきちんと受け止めて、検討して対応してまいります。

○安保友博議長 内山議員。

○内山恵子議員 今回、弁護士に相談をしてそれぞれ出された見解というのは、当然、法律の専門家の解釈なので、法律というのは解釈によってはいかなる結果になって導き出されると思うのですが、私たちとしては、今回の追認というのは、いつまでもこんな不安定な状態で放置すること自体が一番、市民にとっては迷惑なことだと認識しています。少なくとも弁護士の先生がこう言ったからこうではなく、少なくともこの追認を通すために議会も、また執行部のほうも努力をしていくべきだと考えますが、それについては、市はどういうお考えですか。

○安保友博議長 松戸総務部長。

○松戸総務部長 私のほうから答弁させていただきます。

これまで御説明させていただいたとおり、市としては、埼玉県に照会するなど検討を重ねた上で今回の一時的な判断に至ったものであり、市が導き出した無効な契約を放置してよいというふうに考えているものではございません。また、市は法令に基づき業務を執行する行政機関ですので、法的な解釈を無視して業務を進める、再提出することは適切ではないのかなという

ふうには考えています。

○安保友博議長 内山議員。

○内山恵子議員 適切な措置を、法的な解釈とかそういうことは確かに必要ですけども、今このおかしな状況をずっと長期間放置しておくよりも、一日も早く解消するための努力というものをやるべきだと思いますので、今回のことでまた弁護士に相談をして、1週間から1か月かかるというところは、どうしても3月定例会を目前に控えた状況で、何となく他人ごとのように感じてしまうんですが、それについてはいかがですか。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 先ほど総務部長から話がありましたとおり、法的な解釈に基づくのと、併せまして、おかしな状況かとおっしゃいますと、そうなんです、法的安定性の観点からもちよっと難しいのではないかというふうにも考えているところがございます。

今回の例ですと、例えば事業者との取引が否決によって無効となりましたが、仮に次回の定例会に議案を出したとき、再び否決になって無効となる。そのまた次の定例会において議案を提出し、否決を繰り返した場合、いつか可決になるかもという可能性だけはあるんですけども、その確実な保証というのがなく、いつまでも内容が確定しないという可能性も十分にあります。永遠に終わりがなく、不安定なままでは社会が混乱するだけという形になりますので、たとえ残念な結果、市にとっても残念な結果になったとしても、確定する必要があるという考えもあり、そういった今までの見解として話をさせていただいております。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 今の法的解釈というところで、ほかの法律の専門家に聞くと、解釈が変わってくるからということでこの話になっていますので、これに基づいてということではなくて、いろいろな解釈があるという点に立っていただきたいという点があります。その点お願いします。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 今回これに関して住民監査請求も出ているかと思います。それについては、今のところ市としてはどういうふうに対応するか、方向性はあるのかお伺いします。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 住民監査請求につきましては、市民の皆様が市政に対して意見を表明する重要な権利だというふうには認識しております。市としましては、監査の過程において透明性と説明責任をしっかりと果たすことを心がけたいと思っております。

○安保友博議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 具体的に、では、住民監査請求に対する対応というのは、現時点で方向性として決まっているものはありますかということです。

○安保友博議長 横山教育部長。

○横山教育部長 市の見解ですとか方向性につきましては、今後検討していくことになります。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 先ほど御答弁の中で、市にとっては残念な結果であったというお話でしたが、市民や議会にとってはもっと残念な結果であったということ、市民には大変残念であったということとは忘れないでいただきたいと思います。ありがとうございます。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 議長宛ての回答書の村上弁護士の回答の5番目の赤文字、あえて赤文字で書かれたと思うんですが、一度なした議会の内部的意思決定と異なる意思決定をすることはできるのかが争点であるということで、再度の審議は可能であり、できないのであれば、再度の審議は不可能である。ここは議会運営上の問題と言うべきものであると書いてありますけれども、議会の中で再度、出していただきたいという、そういう要請があれば、行政側としても考慮されるのかどうか、確認したいと思います。

○安保友博議長 休憩します。（午後 1時57分 休憩）

再開します。（午後 1時59分 再開）

富澤議員。

○富澤啓二議員 先ほど休憩中に言ったことの事情変更の原則というのは、いわゆる前提条件が異なった場合、前提条件というのは責任の所在を明確にするというのが多分、9月定例会の前提条件だというふうに私は考えますが、前提条件が変更された場合というのは、事情変更の原則ということになって、再提出するということは認められるのではないかと。

あと、判例でこういう事案がなかった場合、初の判例をつくるという、そういう意思決定もできるのではないかと思います。お考えをお聞きしたいと思います。

○安保友博議長 休憩します。（午後 2時00分 休憩）

再開します。（午後 2時08分 再開）

答弁を求めます。

横山教育部長。

○横山教育部長 市としましては、追認議案を再提出することは会期継続や一事不再議の原則には反しないものと考えております。ですので、事情変更につきましては、事情変更の有無にかかわらず、一事不再議の原則には反しないものと、ですので、事情変更にかかわらずできるものと考えております。先ほど御説明させていただいたとおり、本件につきましては、市と業者との契約の無効が確定したため、再提出することはできないと考えているものです。

○安保友博議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて、質疑を終結します。

休憩します。（午後 2時10分 休憩）

再開します。（午後 2時11分 再開）

ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 ２時１１分 閉会

博 友 保 安 長 議

子 智 嶋 小 長 議 副